

高圧電気設備に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編
鋼船規則検査要領 H 編
(日本籍船舶用)

改正事項

高圧電気設備に関する事項

改正理由

大型の船舶にあつては、バウスラストや冷凍コンテナ等到大電力を必要とするこ
とから高圧電気設備が採用されるケースが増えている。

このような状況に対応するため、高圧電気設備に関する最新技術について検討を
行い、関連規定の見直しを行った。

改正内容

- (1) 高圧配電盤に対する内部アーク短絡試験を新たに要求した。
- (2) 高圧電気機器の構造及び安全措置に関して、IEC 規格 (IEC60092-503 Ed.2.0 (2007)) の要件を取り入れた。